

羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市まち・ひと・しごと創生計画（以下「計画」という）の策定にあたり、市民及び産業関係者等からの意見を広く聴取するため、羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画の策定に関する必要な事項及び計画に掲げた事業の進捗状況等について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 産業関係者  | 2人以内 |
| (2) 学識経験者  | 2人以内 |
| (3) 官公署関係者 | 3人以内 |
| (4) 金融関係者  | 3人以内 |
| (5) 労働関係者  | 2人以内 |
| (6) 言論関係者  | 2人以内 |
| (7) 子育て関係者 | 2人以内 |
| (8) 大学生    | 2人以内 |
| (9) 市民公募委員 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

## 【資料 2】

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。